

【資料1-1】

平成29年度発達障がい関連施策の実施状況について (発達障がい者総合支援センター)

1 とくしま発達障がい者総合支援事業

18,074千円

<H29年度実績 (H28年度実績) >

1 相談支援

(1) 個別ケースの相談支援

発達障がい者及びその家族、関係機関等からの様々な相談に応じ、課題解決に向けた助言を行い、必要に応じて情報提供や、保健・医療・福祉・教育・就労などの関係機関への紹介を行った。

また、圏域ごとに場所を設定し、定期的に個別相談に応じたほか、必要に応じて嘱託医による医療相談、ひのみね総合療育センターとの連携による診療支援を行った。

<実1,092人 延4,004人(実992人 延3,265人)>

(2) 「家族心理教室」開催事業

発達障がい又は発達凸凹をかかえ、なおかつ強度の行動障がい(暴力、強迫性障害、強いこだわり、ひきこもり等)を合併した当事者の家族に対し、発達障がいの特性や対応方法についての正確な知識や情報を家族に提供するとともに、問題への対処技能の向上を図るため、心理教育的アプローチの手法を用いて、グループワークセッションを実施した。

<4回 実10人 延21人(6回 実13人 延28人)>

2 発達支援

(1) 心理士による心理判定・発達検査

心理判定・発達検査を実施し、本人の自己理解と今後の支援を検討する上での指針として活用した。

<261件(263件)>

(2) ペアレントトレーニング事業(すくすく教室)

発達障がい児の保護者を対象に、発達障がいについての理解を深め、子どもの特性や関わり方を指導し、適切な対応ができるよう支援した。

また、地域の支援者の現任教育の場とし、ペアレントトレーニングの普及に努めた。

<保護者 18回 実12人 延67人(18回 実11人 延58人)>

<支援者 18回 実3人 延21人(18回 実4人 延28人)>

(3) 幼児期関わり支援事業(のびっ子学級)

発達障がい児または発達に気がかりのある幼児の保護者を対象に、子どもの発達や関わり方についての情報提供をするとともに、サポートブックの作成の支援を行った。

また、親子参加型プログラムを組むことにより、わが子の特性を理解し、特性にあつた関わり方ができるよう支援を実施した。

<7回 実14人 延46人(12回 実12人 延49人)>

(4) ペアレント・メンター養成・活用事業

発達障がい児の子育て経験のある保護者が、障がいの診断を受けて間もない保護者などに対し、障がい理解や障がい受容、情報提供等の支援を行うペアレント・メンターの養成については、基礎講座と相談対応のふりかえりをテーマにした事例検討会を実施した。

また、ペアレント・メンター協会と連携し、ペアレント・メンターによるグループ相談会やシルバー大学校での啓発活動などを実施した。

①基礎講座	<6人(13人)>
②事例検討会（メンター対象）	<9人(7人)>
③グループ相談会へのメンターのスタッフ参加	<6回 15人(6回 17人)>
④幼児期関わり支援事業へのメンターのスタッフ参加	<1回 1人(2回 2人)>
⑤ペアレントトレーニング事業へのメンターのスタッフ参加	<4回 4人(4回 4人)>
⑥発達障がい児支援専門員養成事業へのメンターのスタッフ参加	<1回 2人(1回 2人)>
⑦シルバー大学校講座へのメンターのスタッフ参加	<6校 12人(4校 8人)>

3 就労支援

(1) 個別ケースの就労支援

就労への前段階として、必要に応じて心理判定や発達検査を実施し、自己の障がい特性の理解を深めるための支援のほか、就労への動機付け、就労場面における課題などについて指導・助言を行った。 <実186人 延1,839人(実180人 延1,478人)>

(2) 発達障がい者就労移行サポート事業

発達障がい者のひきこもり生活、昼夜逆転生活、生活リズムの乱れ等を改善し、将来の就労に向けた取組を支援するため、センターのグループ活動のほか、みなど高等学園や西部テクノスクールと連携し、就労準備訓練を実施した。

また、特性理解を進める支援、就労経験のある当事者を対象に、安定して働き続けられるよう、就労環境において必要な対人技能を習得するための支援事業を実施した。

①FA*	<208回 実37人 延1000人(実33人 延844人)>
②自己理解支援	<4回 実7人 延16人(2回 実3人 延4人)>
③作業体験	<8回 10人 延29人(6回 実8人 延22人)>
④就労継続バックアップ事業	<3回 実10人 延16人(4回 実15人 延 21人)>

* FA : フリーアクティビティ (当センターの造語)。就労準備のための軽作業訓練。

(3) 発達障がい者当事者の会

余暇活動を行うとともに、困りごとについての話し合いを通じ、社会的スキルの獲得や発達障がいに関する理解を深めるため、成人期の発達障がいの当事者同士が集まり交流する場を提供した。 <25回 実23人 延182人(26回 実24人 延131人)>

4 啓発事業

(1) 世界自閉症啓発デー連携事業

4月2日の世界自閉症啓発デー及び日本での発達障害啓発週間に合わせ、文化の森で啓発イベントを実施したほか、県内各所でパネル展や横断幕・懸垂幕の設置、商業施設等での啓発などの取組を実施した。

また、各市町村等が主催する福祉イベント等で地域住民向けの啓発も行った。	
①文化の森啓発イベント	<320人(238人)>
②市町村等イベントにおける啓発	<8か所(9か所)>
③横断幕・懸垂幕の設置	<5か所(5か所)>
④啓発パネル展	<7か所(7か所)>
⑤商業施設でのチラシ等配布	<5か所(4か所)>
⑥市町村広報誌へ啓発記事掲載	<2町(2市)>

5 講演会・研修事業

(1) 発達障がい講演会

発達障がいに関する知識を広く県民に普及啓発することを目的とした講演会を開催した。

<200人(383人)>

(2) 発達障がい児早期発見体制支援事業

厚生労働省が推奨するアセスメントツールを乳幼児健診で導入するための技術的支援を行った。

<技術的支援 年間11回(6回)>

<研修会 110人(13人)>

<学習会 3回 36人>

(3) 発達障がい児支援専門員養成事業

発達障がい児支援について、身近な地域で切れ目のない適切な支援を行うことができる人材の育成を目的とした研修会を開催した。

①基礎講座 <5回 実39人 延191人(実32人 延149人)>

②応用講座 <3回 実24人 延72人(実26人 延74人)>

③発達障がい児支援専門員認定者数 <24人(26人)>

④フォローアップ講座 <1回 16人(9人)>

(4) 発達障がい者支援従事者養成研修

医師や保健師、心理士向けに支援技術の向上を図ることを目的とした研修会を開催した。(保健所技術職員等研修会との共催)

<1回 49人(94人)>

(5) 地域啓発・研修事業

発達障がいにかかる基礎的な研修や啓発については、各圏域ごとに保健福祉局や県民局主催にて実施しており、幼児期の支援者や放課後児童クラブ指導員等を対象とした研修を実施した。

<3圏域 6回 346人(5回 291人)>

(6) 機関コンサルテーション

関係機関の職員に対して、発達障がいについての理解や発達障がい者及びその家族への適切な支援方法について、スーパーバイズを行った。

<61件(56件)>

6 主催会議

(1) 徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会

発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援

を行うため、発達障がい者支援に関する施策の総合的・計画的な推進について必要な事項を検討することを目的とした医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、親の会等23機関からなる協議組織 <2回(2回)>

(2) 就労支援ワーキンググループ

発達障がい者またはその疑いのある者が、診断の有無や障がいの開示・非開示に関わらず、本人の能力と希望に沿った就労及び就労継続ができるよう支援する方策を具体的集中的に検討するため、労働機関、教育関係者、経済団体の7機関からなる協議組織 <3回>

①アンケート調査の実施

発達障がいの特性があると思われる高校生や大学生、社会人の方に必要な支援の方策を検討するため、基礎的な情報を得ることを目的にアンケート調査を実施した。

②「就労サポートブック」の作成

発達障がいのある当事者及び就労をサポートする支援者等に対し、発達障がいの特性理解と支援機関等の周知を目的として、「就労サポートブック」を作成した。

(3) 発達障がい者支援西部ブロック会議

県西部における課題を把握し、効率的な支援や連携の在り方等について検討することを目的とした28機関からなる協議組織 <1回(1回)>

(4) 発達障害者雇用支援連絡協議会(徳島障害者職業センターとの共催)

発達障がい者に対する効果的な就労支援を行うため、支援や連携のあり方について検討し、情報共有を図ることを目的とした関係機関からなる協議組織 <1回(2回)>

(5) 徳島ペアレント・メンター連絡協議会

徳島ペアレント・メンター協会の活動並びに運営、ペアレント・メンター活動について支援及び助言を行うことを目的とした6機関からなる協議組織 <1回(1回)>

(6) 児童発達支援センター連絡協議会

各児童発達支援センターが連携して運営や支援のあり方を考え、情報共有を図ることを目的とした県内のセンター全11機関からなる協議組織 <1回(1回)>

7 ゾーン連携事業

発達障がい者総合支援ゾーンを構成する4機関(みなと高等学園・徳島赤十字ひのみね総合療育センター・徳島赤十字乳児院・発達障がい者総合支援センター)が連携し、総合的な支援を実施した。

(1) ゾーン連携会議

ハナミズキゾーン内4機関の代表者等による情報交換や連携のための会議

<12回(12回)>

(2) 乳幼児一時保育

ハナミズキへの来所者に同伴する乳幼児を必要に応じて徳島赤十字乳児院で一時保育 <23件(14件)>

1 子育て応援

(1) 発達障がい児子育て応援事業

保護者支援の充実を図ることを目的に、県内5か所の児童発達支援センターにペアレントトレーニング事業を委託した。事業の委託にあたっては、専門家によるペアレントトレーニングの模擬セッションを実施した。

①模擬セッション

<5回 実10人 延46人>

②委託内容

<ペアレントトレーニングプログラム 全5回>

<フォローアップ 1回>

(2) 小・中学生の自己理解教室

発達障がい児が、自らの発達凸凹を受け止め、家庭や学校の生活の中で、苦手な分野に上手く対応していく方法を身につけることができるよう、自己理解を深める教室を開催した。

<小学生グループ 4回 実4人 延14人>

<中学生グループ 4回 実3人 延10人>

2 就労支援

(1) 障がい者ジョブトレ推進事業

①ジョブトレ・IN県庁

就労を希望する発達障がい者に対し、臨場感のあるジョブトレーニングとして県の組織・機関で、ジョブコーチの監督のもと、職業適性・作業能力の把握など自己の特性理解や、対人スキルの習得を目指し、実践的な作業訓練を実施した。

<16回 実12人 延26人(23回 実11人 延33人)>

②ジョブトレ・IN企業

特性理解や就労に対する意識・意欲を高めるほか、具体的な就労イメージを掴みながら実践的なスキル獲得を目指し、発達障がいに理解のある企業において就労体験を実施した。

<1回 実1人>

③大学との連携

県内の大学等を訪問し、発達凸凹のある学生に向けた個別相談やケース会議の実施、就労支援の方法や関係機関を取りまとめた冊子の作成などに取り組んだ。

・四国大学と連携し、大学への出張相談を実施 <実3人 延4人(実2人 延5人)>

④ナビゲーションシートの作成

企業へ就職している者、これから就職しようとしている者へ、自らの特性と支援方法(配慮依頼)についてプロフィールを作成し、企業に手渡し説明するナビゲーションシートを作成した。

・徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会(就労支援ワーキンググループ)において作成した「就労サポートブック」に掲載

3 関係機関の支援力向上

(1) 専門性向上ケースカンファ事業

二次障がいも併せ持つ複雑困難な状況の発達障がい者に対して、身近な地域で支援を

続けていくため、地域の関係機関の対処能力を上げていくことができるよう、相談支援専門員・保健師等を対象に、演習形式の研修会を実施した。 <1回 20人>

(2) 発達凸凹サポートチーム現場派遣事業

医師、言語聴覚士、臨床心理士(心理士)、保育士、保健師で構成する発達凸凹サポートチームが、保育所・幼稚園・児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・市町村など関係機関からの要望に応じ、困難事例の対応に関する相談・助言を行った。 <8回 (8回)>

(3) 高齢者発達障がい支援力向上事業

成人期から高齢期の発達障がい者の発見・生活支援に関する医療・保健・福祉等の各関係機関等を対象に、成人期から高齢期の特性の理解とその支援技術向上を図るための研修会を開催した。 <2回 延130人>

4 普及啓発

(1) 発達障がい者と共に生きる社会づくり事業

①世界自閉症デー10周年記念イベント

発達障がい者(児)への支援と啓発をさらに推進するために発達障がい者支援のシンボルマーク(ブルーすだちくん)を公募により作成し、イベントにおいて発表・表彰を行った。 <応募総数 199人 244作品> <最優秀作品 1点 優秀作品 2点>

②大学での普及啓発

四国大学及び徳島文理大学にて啓発活動(センターチラシ等の配布)を実施した。

③司法関係者への啓発

司法手続きにおいて、発達障がい者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮を行うための研修を実施した。(警察署、少年鑑別所、保護観察所、刑務所、地方裁判所等) <6回 延290人>

④お誘いカードの作成

学校現場や企業において「本人の自覚がないため、相談に誘えない問題」に対処するため、教員や企業の上司等が本人に手渡すカードを作成し、徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会(就労支援ワーキンググループ)において作成した「就労サポートブック」に掲載した。

3 かかりつけ医等対応力向上事業

500千円

発達障がい者(児)やその家族が、身近な存在であるかかりつけ医等と信頼関係を構築し、適切な支援を受けることができるよう、発達障がいに関する国の研修を受講した医師が、徳島県内において還元普及のための研修会を実施し、かかりつけ医等の対応力向上を図った。 <3回 延120人>

【資料1-2】

平成29年度発達障がい関連施策の実施状況について (教育委員会)

1 「ともにまなぶ」高校生活応援事業

1,806千円

県立高等学校に在籍する、障がいにより特別な支援を必要とする生徒に対し、学校生活の充実や学業不適応状態の予防改善を図り、さらに、学校における支援体制の充実や周りの生徒の理解啓発を促すため、個別的な支援を行う特別支援教育支援員（学習支援員）を県立高等学校3校に配置した。

2 特別支援教育パワーアップ事業

5,173千円

特別支援学校の専門性の向上と地域内の中学校等に対するセンター的機能の充実、特別支援教育の体制整備の充実を図るために、「合理的配慮」「通級指導教室」「就学相談」を柱とした研修や相談支援等を実施した。

◆教職員の専門性の向上に向けた研修会の実施

◆総合教育センターにおける相談、巡回相談員による相談等の実施

（1）総合教育センター特別支援・相談課指導主事による相談 (1,598回)

（2）特別支援教育巡回相談員による相談（出張1,489回　来校288回　電話・メール144回）

◆地域特別支援連携協議会連絡会の開催 (1回 H29.6.14)

◆専門家チームによる教育相談の実施

（1）地域特別支援教育相談会「出張ほっとアドバイス」(3会場 計17件)

（2）「ほっとアドバイス」事業（総合教育センター内での専門家による相談）(8回 計23件)

（3）学校等への研修支援 (1回 特別支援学校での支援)

◆「徳島県発達障がい教育研究会」の開催 (2回開催 参加校数 計91校)

3 社会で活躍サポート事業

6,171千円

特別支援学校の生徒が、卒業後の社会生活にスムーズに移行し、社会で活躍できるよう、また、事業所等に対する障がい理解等の促進と労働や福祉との連携による特別支援学校の生徒の就労及び職場定着のために、専門家等との連携によるキャリア教育の充実及び教職員の専門性の向上を図った。

1 「とくしま特別支援学校技能甲子園」の開催 (H29.9.15 参加生徒 計96名)

2 技能検定の実施 (H29技能検定受検者数 のべ512名)

3 職場定着に向けた支援

4 学校が変わる！「ポジティブな行動支援」事業

10,473千円

県内小中学校における学力の向上や望ましい行動の増加、高校における社会的スキルの向上のために、障がいのある児童生徒を含む学びにくさのある子どもに対して、応用行動分析に基づく本県ならではの「ポジティブな行動支援」を取り入れた学習指導、集団指導等を実施した。また児童生徒の生活の質の向上を図るため、福祉分野との連携を強化した。

- 1 「発達障がい教育・自立促進アドバイザーチーム」との協働研究
教育分野での実践、福祉分野での実践
(自律型学習教材の作成、事業所及び学校間での事例研究実施等)
- 2 I C T 特別支援ポータルサイト(特別支援学びの広場)の充実
(総合教育センター・ホームページの「特別支援学びの広場」に、自律型学習教材、事例研究の概要、教員向けのe-ラーニング問題をアップロード)

5 特別支援学校「みんなが主役」きらめき事業

14,456千円

特別支援学校の児童生徒一人一人が「主役」となり、障がいの種別や程度に関わらず、将来にわたって地域で活躍できる力を身に付けることができるよう、特別支援学校での文化的な体験学習の積み重ねによる児童生徒の音楽・美術的才能の開花、技能検定等で培った職業スキルを活かすフェスティバルの開催や学校近隣の札所等に出向いてのお接待活動を行った。

- 1 文化的活動で才能開花
音楽的活動、美術的活動
専門家とのコラボレーションによる体験型音楽学習や大学等の外部専門家との連携によるデジタルアートの制作を特別支援学校で実施
- 2 地域社会で実力發揮
就労支援活動、地域で活躍(地域貢献活動)
『You Me(ゆめ)チャレンジフェスティバル2017』の開催、
西部：平成29年7月12日(水) 池田支援学校美馬分校
参加生徒数：25人 参加企業数：37社
南部：平成29年9月8日(金) 阿南市文化会館・夢ホール
参加生徒数：47人 参加企業数：23社
東部：平成30年2月19日(月) 総合教育センター
参加生徒数：135人 参加企業数：27社

四国霊場札所でのお遍路さんへのお接待活動

- ① 第3番札所「金泉寺」(板野支援学校・徳島視覚支援学校),
第8番札所「熊谷寺」(池田支援学校美馬分校),
第14番札所「常楽寺」(国府支援学校・徳島視覚支援学校)で実施。
- ② 年間計16回実施し、お遍路さん369人をお接待。

【資料1－3】

発達障がい者総合支援プランの進捗状況について

I 身近な地域での相談支援体制の充実

1 地域における支援環境の充実

概要	取り組み	開始年度	H29実績	担当部局
○きめ細やかな相談支援体制の整備 ・移動相談室や機関コンサルテーション、医療・相談等を通じた支援体制の充実	・周知、活用促進	H27	移動相談 39回 実70人 延232人 機関コンサルテーション 61件	
・市町村における発達障がいの相談窓口の明確化 ○相談支援事業所等におけるスキルアップ	・平成30年度までに全市町村での実施の働きかけ	H27	実施 24市町村	
・相談支援事業所等に対する研修会の実施 ・個別ケース会議や機関コンサルテーションの活用	・困難ケース対応力向上に向けた研修の実施	H27	専門性向上ケースカンファ 20人	
○地域での連携体制の構築 ・自立支援協議会や団体の連絡調整会議等での連携強化	・地域連携をコードイネートする人材の育成についての調査検討。	H28	検討中	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
○地域の医療機関との連携	・各種部会の活用等を通じた情報共有と成功モデルの普及 ・事例検討を中心とした支援従事者研修の充実	H27	主催会議 9回 協議会等参加回数 120回 発達障がい者支援従事者研修会 49人	
	・かかりつけ医等対応力向上研修の検討・実施 ・連携診療の充実 ・医療関係者とのケース会議等の実施	H28	3回 延120人 H27 15人 H27 小児科相談 24人 精神科相談 15人	

2 社会の正しい理解の促進

概要	取り組み	開始年度	H29実績	部局
○様々な機関の理解の向上 ・「発達凸凹出前講座」の展開	・有識者を活用した出前講座の実施	H28	有識者による出前講座 2回 110人	
○効果的な普及啓発事業の実施 ・関係機関との連携による一般住民に対する啓発	・発達障がい者講演会の実施 ・世界自閉症啓発デーにおける啓発活動の実施 ・フルーライトアップや、市町村等イベントにおけるハネル展示の実施	H27 H27 H27	1回 200人 文化の森啓発イベントにおける啓発 市町村等イベントにおける啓発 ハネル展 7か所 啓発チラシ等配布 5か所 市町村広報誌掲載 2町	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
○情報発信の強化 ・発達障がいに関する情報の集約と継続的な発信	・ホームページでの情報整理・内容充実 ・分かりやすいパンフレットの作成・活用 ・「発達障がい者支援センター・全国連絡協議会・徳島大会」の開催	H27 H27 H28	パンフレット等を作成し、啓発・研修等で配布 ("働く"を考えよへ~発達障がい就労サポートブックへ) ※H28開催	
	・「障がいのある人も暮らしやすい徳島づくり条例」の施行及び周知 ・合理的配慮に関しての理解促進	H27	・障がい者相談支援センターに専門相談員配置 ・県職員向け「職員対応要領」の運用 ・条例啓発リーフレット配布 ・障がい者サポートハンドブックの配布 ・パンフレームの作成・配布	障がい福祉課

II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

1 乳幼児期における支援の充実 ①乳幼児健診等における早期の発見と支援

概要	取り組み	開始年度	プラン H29実績	部局
○各市町村における乳幼児健康診査に関する技術支援	・乳幼児健康診査に関する支援者への社会性発達制事業の実施 ・乳幼児健康診査に関する支援者が携わった困難事例についての技術支援 ・乳幼児健康診査への社会性発達に関するアセスメントツール等の導入 ・支援者の知識・技術の向上 ・支援者向け研修会の充実	H27 H27 H27 H27	1市(保健師等)に対し情報提供 1市(保健師等)に対し、技術支援 11市町村に対し導入を支援 発達障がい児早期発見支援研修会(三好市) 市町村保健師対象学習会(三好市) 3回 36人	発達障がい者総合支援センター
○関係機関での出前講座の実施		H27	60回 2,156人	

②保育所・幼稚園等における早期の発見と支援

概要	取り組み	開始年度	プラン H29実績	部局
○保育所・幼稚園等職員および児童発達支援センター等職員への技術支援	・医師・言語聴覚士・臨床心理士等で構成する「発達凸凹サポートチーム」の子育て現場への派遣	H28	幼稚園、保育園等への職員の派遣 8回	
○保護者への支援	・移動相談室の開催 ・相談支援体制の充実	H27	5か所(徳島市、美波町、三好市、吉野川市、阿波市) 39回 実70人 延232人 ・ペアレントトレーニング事業(すくすく教室) 保護者 18回 実12人 延67人 支援者 18回 実3人 延21人 ・事前模擬セッション後、児童発達支援センターにペアレントトレーニング事業を委託 県内5か所 模擬セッション 5回 実10人 延46人	発達障がい者総合支援センター
○ペアレントトレーニングの充実		H27		

概要	取り組み	開始年度	プラン H29実績	部局
・保護者に向けた子どもの発達や関わり方に関する情報提供	・幼児期療育支援事業の実施	H27	幼児期関わり支援事業(のびっ子学級) 7回 実14人 延46人	
・各地域で行っている保護者支援サポート	・市町村の子育て教室等での出前講座の実施	H27	保護者を対象とした出前講座 1回 15人 (再掲)	
・ペアレント・メンターの養成・活用	・保護者支援のできるペアレントメントセンターの養成・グループ相談会の実施	H27	ペアレント・メントナー登録数 19人 基礎講座 6人、事例検討会 9人 グループ相談会へのスタッフ参加 6回 15人 幼児期関わり支援事業へのスタッフ参加 1回 1人 ペアレントトレーニング事業へのスタッフ参加 4回 4人 発達障がい児支援専門員養成事業へのスタッフ参加 1回 2人 シルバー大学校講座へのスタッフ参加 6回 12人	
○関係機関職員の専門性の向上	・実施機関、対象者、ニーズに応じた研修会の実施 ・地域において相談支援の核となる「発達障がい児支援員専門員の養成	H27 H27	地域啓発研修事業 3箇城実施 6回 346人 基礎講座 5回 実39人 延191人 応用講座 3回 実24人 延72人 認定者数 24人(応用講座修了者) フォローアップ講座 1回 16人	

2 就学期における発見と支援

①就学期における発見と支援

概要	取り組み	開始年度	プラン H29実績	部局
○就学期支援の充実				
・教育支援委員会の支援機能の強化	・市町村教育支援委員会調査員養成講座等の実施	H27	4回 延215人	
・相談支援ファイル(※8)等の活用推進	・相談支援ファイル等の作成・活用推進	H27	相談支援ファイルの活用を推進	特別支援教育センター
○校種間の情報の円滑な引継ぎ	・「個別の教育支援計画」(※9)の作成及び活用の推進	H27	作成の必要な児童生徒が在籍している認定こども園・幼稚園及び小・中・高校では作成率98.8%(作成校／在籍校)	特別支援教育センター
・各園・校種間での引継ぎの推進	・「個別の教育支援計画」等資料の引継ぎ推進	H27	引き継ぎを推進	特別支援教育センター
・教育・医療・福祉・労働が連携した「地域特別支援連携協議会」の実施	・地域特別支援連携協議会の実施	H27	全市町村の担当者及び巡回相談員等、関係者の参加者数 48人	特別支援教育センター

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○教員等の専門性の向上 ・特別支援教育に関する研修の実施	・研修実施	H27	研修会参加者数 延2,617人 e-フレーニング問題 833問(累積) アクセス件数 6,271件	特別支援教育センター 総合教育センター
・e-ラーニング研修システムの開発・実施	・開発 → 実施	H27	187問(H29作成)	
・特別支援学校教諭免許状の保有率の向上促進	・免許状保有率の向上促進	H27	認定講習会受講者数 延396人	
・放課後児童支援員認定資格研修の実施	・放課後児童支援員認定資格研修の実施	H27	受講者数 141人 修了者数 135人	
・放課後児童クラブに従事する者(放課後児童支援員等)への研修の実施	・放課後児童支援員等の資質向上のための研修実施	H27	児童厚生員・放課後児童支援員等合同研修 参加者 190人 フォローアップ研修 参加者 468人 放課後児童支援員等資質向上研修会 参加者 274人 放課後子どもも総合プラン研修会 参加者 188人	次世代育成・青少年課
○高等学校段階の発達障がいのある生徒への支援の充実	・徳島県発達障がい教育研究会への参加の促進	H27	年2回 参加校数 91校	特別支援教育センター 総合教育センター

②就学期における支援体制の整備

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○校内支援体制の整備・充実 ・校内委員会や特別支援教育コーディネーターの活用促進	・活用促進	H27	各研修会等で活用を促進	
・合理的配慮の視点に立った支援体制の整備	・整備	H28	「徳島県教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、ひきつづき適切に対応している。	特別支援教育課 総合教育センター
・「個別の教育支援計画」の作成及び活用の促進	・作成・活用促進	H28	作成を進め、効果的な活用を促進。作成の必要な幼稚園及び小・中・高校では作成率98.8% (作成校/在籍校)	

概要	取り組み	開始年度	H29実績	部局
・特別支援教育支援員の活用 幼稚園・小学校・中学校及び高等学校での活用促進	・活用促進	H28	各市町村の幼稚園及び小・中学校で439人、県立高校3校で各1名ずつ配置。	
○多様な学びの場の充実と学校ぐるみの支援 ・「発達障がい教育・自立促進アドバイザー」(※12) と連携した実践研究の推進	・アドバイザーの派遣 ・設置→実施	H27	実践研究数 24事例	
・特別支援学校のセンター的機能の充実 巡回相談及びみなど高等学校園を核としたネットワークを利用した高等学校の相談の充実	・Web相談等活用促進	H27	発達障がい等特別支援を必要とする生徒の就労支援について、Web相談の活用を経て、関係機関と連携し、就労等の相談、情報交換を行った高等学校12校	特別支援教育課・総合教育センター
○職業的・社会的自立に向けた取組み ・高等学校において「自立活動」の内容を取り入れ た活動の実践を推進	・推進→実施	H27	実施校 5校	
・特別支援学校において、事業所等で適性に応じた就業体験の実施	・就業体験協力事業所の拡大	H27	就業体験実施一般事業所数 159事業所	
・ジョブサポーター(※13)の配置による就労支援の強化	・生徒の就職支援の強化	H27	ジョブサポーターが開拓した就業体験協力の了解を得た事業所数136	
・検定新種目の開発→実施		H27	新分野「流通」における種目「商品化」を実施、ICT分野における新種目の開発	
・特別支援学校版技能検定の開発と実施	・技能検定受検者の拡大	H27	受検生徒数 延512人	
・関係機関と連携した就労支援	・「ゆめチャレンジフェア」の実施	H27	年3回(西部)生徒25名 企業37社 (南部)生徒47名 企業23社 (東部)生徒135名 企業27社	特別支援教育課・労働雇用戦略課等 関係機関
○発達障がいの理解促進 ・保護者への発達障がいへの理解促進	・「ほっとアドバイス事業」の実施	H27	8回 23件	特別支援教育課・総合教育センター・発達障がい者総合支援センター
・地域への発達障がいへの理解促進	・発達障がい教育講演会の開催	H27	参加者数 362人	特別支援教育課・総合教育センター
・本人の理解促進	・発達障がい教育セミナーの開催 ・高等教養機関と連携した「思春期・自己理解教室」の開催	H29	参加者(午前の部)153名 (午後の部)178名	発達障がい者総合支援センター
		H28	小学生グループ4回 実4人 延14人 中学生グループ4回 実3人 延10人	
概要	取り組み	開始年度	H29実績	部局
○進学先・就労先への引継ぎ ・「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と引継ぎ推進	・引継ぎの推進	H27	各研修等で作成と引継ぎを推進	特別支援教育課

概要	取り組み	プラン開始年度	H29実績	部局
○企業の理解促進 ・発達障がい者等の理解促進のための企業セミナー「はたらくサポートプロジェクト」の実施	・社内セミナー等を実施	H27	企業見学会 年1回 参加数 19団体 出前セミナー 年2回 参加数 40団体	総合教育センター・労働局等関係機関
○学校と他機関との連携 ・地域特別支援連携協議会の活用 ・福祉及び就労先(若者サポートステーション、ハローワーク等)への情報引継ぎ	・他の機関との連携強化	H27	参加者数 48人	特別支援教育課・発達障がい者総合支援センター・市町村等関係機関
○家族支援の充実 ・家族のこころの安定のための場づくり	・家族心理教室の実施	H28	4回 実10人 延21人	発達障がい者総合支援センター

3 成人期における支援の充実

①高等教育機関における支援

概要	取り組み	プラン開始年度	H29実績	部局
○相談の場の確保とネットワークづくり ・高等教育機関と連携した、学内相談場所の確保 及び移動相談室の開催	・協議 → 実施	H28	希望のあつた高等教育機関と連携し、必要者には学内相談を実施	
・本人・保護者向け啓発研修の実施 ・高等教育機関教職員・関係者向け啓発研修の実施		H28	高等教育機関での啓発 2回 希望のあつた高等教育機関で教職員を対象とした研修の実施 1回 30人	
・定期的なネットワーク会議の実施 ・機関コンサルテーションの活用		H28	必要なケースには、随時会議を開催 希望のあつた高等教育機関には、機関コンサルテーションを実施	発達障がい者総合支援センター
・中学、高等学校からの円滑な情報引継ぎ		H28	必要なケースには、保護者等の了解の元、情報提供を実施	関係機関
○他機関との連携・引継ぎ ・関係機関における、中途退学者や就労に結びついていない学生に関する情報の共有 ・就労支援機関(若者サポートステーション、ハローワーク等)への情報提供及び連携・引継ぎ	・協議 → 実施	H28	必要なケースについては、情報共有	
		H28	アセスメントの後、必要なケースについては、情報提供の後、就労支援機関を紹介	

②就労と定着に向けた支援

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○自己理解支援、就労準備支援の充実・強化	・自己理解のための面接、グループ活動の実施	・自己理解支援グループの開催	H27 4回 実7人 延16人	
	・基本的生活習慣の確立、社会的スキルの習得等	・みなと高等学園及び西部テクノスクールにおける作業体験の実施	H27 みなと高等学園 4回 実9人 延25人 西部テクノスクール 4回 実1人 延4人	
	・向けた作業体験等の機会の提供	・「ジョブトレ・IN県庁」をはじめ多様な職場体験機会の提供	H28 17回 実13人 延27人	
・就労イメージをつかみ適職を見つけるための職場体験、就労準備の実施	・障害者職業センターにおける職業準備支援の実施	H27 障害者職業センターと連携		発達障がい者総合支援センター・関係機関
	・就労支援事業所と連携した実習体験の活用	H27 就労支援事業所と連携		
○職場定着支援の充実	・就労継続バックアップ事業の実施	H27 3回 実10人 延16人		
	・相談支援の充実	・障害者職業センターのジョブコーチ支援 ・障害者職業センターへの活用	H27 必要なケースへのジョブコーチ支援	
		・障害者職業センター及び就業・生活支援センターと連携した包括的な支援体制の整備	H27 アセスメントの後、必要なケースについては、情報提供の後、就労支援機関を紹介	
○企業の理解促進	・労働関係部局と連携した発達凸凹出前講座や情報交換会の実施	H27 必要なケースについて、事業所からの相談対応		発達障がい者総合支援センター・総合教育機関
	・発達障がい者等の理解促進のための企業セミナー「はたらくサポートプロジェクト」の実施(再掲)	H27 企業見学会 年1回 参加数 19団体 出前セミナー 年2回 参加数 40団体		

③社会参加に向けた支援

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
○当事者、家族への支援の充実	・当事者グループへの支援	H27 25回 実23人 延182人 ハナミズキ 23回 実16人 延171人 アリス 2回 実7人 延11人		発達障がい者総合支援センター・関係機関
	・社会貢献に向けたモデル事業の検討・実施	H28 実施検討		

概要	取り組み	プラン 開始年度	H29実績	部局
・家族のこころの安定の場づくり	・家族心理教室の実施(再掲) ・相談支援事業所等と連携した包括的な支援	H28 4回 実10人 延21人		
・地域包括支援センター、介護支援専門員協会等との連携強化	・発達の凹凸のある高齢者対策として、ケアマネジャー対象の研修等の開催	H27 2回 130人		発達障がい者総合支援センター・長寿いきがい課・関係機関
○ひきこもりへの対応	・実施	H27	リーフレット「知ってください ひきこもりのこと」 作成 ひきこもりに関するパネル展開催	
・相談窓口の情報提供及び啓発促進	・発達障がい者総合支援センターの当事者グループ「ひととき」と精神保健福祉センター「きのぼり」との連携	H27	利用者の希望等に応じて随時	健康増進課・保健所・精神保健福祉センター・発達障がい者総合支援センター・関係機関
・自立支援協議会等における情報共有、市町村や医療機関等と連携したセーフティネットの構築	・アウトリーチの拡大に向けた「ひきこもりサポーター」養成研修の実施	H27 録6名	養成研修参加者数 13人(うち、サポート登録者数 ひきこもりサポーター登録者数 延83人)	
	・子ども・若者支援や生活困窮者支援等の関係機関と連携した「ひきこもり対策連携会議」の活性化	H27	34機関41名参加。支援や連携のあり方についてグループワーク実施。	
・生活リズムをつけるきっかけづくり	・ワークサンプルを活用したFA(フリーアクティビティ)の実施	H27 ハナミズキ 83回 アリス 83回	208回 実37人 延1,000人 実25人 延648人 延352人	

【資料2-1】

平成30年度発達障がい関連施策の状況について (発達障がい者総合支援センター)

1 とくしま発達障がい者総合支援事業

16,598千円

1 相談支援

(1) 連携診療・医療相談事業

小児科、精神科嘱託医による医療相談及びひのみね総合療育センターとの連携診療を行う。

(2) 個別相談支援事業

当事者及び家族からの相談に応じ、的確な指導、助言を行う。

2 発達支援

(1) ペアレントトレーニング事業（すくすく教室）

診断初期の保護者支援として、ペアレントトレーニングの手法を学び、適切な関わり方を習得する。

(2) 幼児期関わり支援事業（のびっ子学級）

診断前後の不安の大きな保護者への情報提供を行うとともに、親子参加型プログラムを組むことにより、保護者がわが子の特性を知り、有効な関わり方を習得する。

3 就労支援

(1) 発達障がい者就労移行サポート事業

自己理解、就労準備支援を行い、障がい特性や能力を見立て、就労支援機関と連携調整して、次のステップにつなぐ就労への導入的な支援を行う。

(2) 発達凸凹出前講座

発達障がいに特化した講座により、地域で安心して生活を送り、社会参加及び自立につながるよう、関係機関との連携強化・充実を図る。

4 啓発・研修

(1) **新**発達障がい気づき応援事業

タブレット等を活用することで、広く県民に情報発信し、支援の必要な人が相談機関等につながっていない状況をなくすとともに、市町村の発達障がいへの意識と対応力を高める。

(2) 発達障がい児支援専門員養成事業

地域における支援者のスキルを高め、関係機関が連携し、身近な地域で、早期から切れ目のない的確な支援を受けることのできる支援体制を構築する。

(3) 発達障がい者支援従事者養成事業

医療関係者等に対し、発達障がいへの理解を深め、支援力を高める研修を行う。

(4) 発達障がい児早期発見体制支援事業

早期発見と適切な支援のための助言指導と研修を行う。

(5) 世界自閉症啓発デー連携事業

世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）における普及啓発、ブルーすだちくんを活用した普及啓発を行う。

(6) 発達障がい者支援体制整備検討委員会

発達障がい者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

1 相談支援**(1) 新 家族サポート教室**

二次障がいや強度行動障害を生じた当事者への対応に疲弊した家族への支援を行う。

(2) 新 発達障がい者ピアグループ育成事業

グループ活動の中で成功体験を増やし自己肯定感を身につけることで、社会参加への足がかりとする。

2 発達支援**(1) 新 ペアレント・メンターによる子育てサポート推進事業**

身近な地域で信頼できる相手として、共感性の高いペアレント・メンターによる支援により、子育てに苦慮している保護者の孤立感や不安感を軽減する。

3 就労支援**(1) 新 ライフステージに応じた自立・就労応援事業**

当事者の適切な進路選択や就労継続につなげるため、自立及び就労を視野に入れた早期からの支援を行う。

4 啓発・研修**(1) 発達凸凹サポートチーム現場派遣事業**

保育所、学校、福祉事業所等関係機関を対象に、専門的な助言指導を行う。

(2) 専門性向上ケースカンファ事業

地域の関係機関の対応力を上げ、支援力を充実させる。

(3) 高齢発達障がい者支援力向上事業

認知症や精神疾患の鑑別及び発達特性を抱える高齢者支援のための支援者を育成する。

(4) 新 災害時発達障がい者サポート体制強化事業

災害時におけるサポート体制の強化と自助力を高めるための支援を行う。

(5) 発達障がい者とともに生きる社会づくり事業

県民の理解促進を図るための講演会などを開催する。

[平成30年度 19,768千円(当初)]

発達障がい者総合支援センター事業



相談支援～専門的な助言、支援の提供～

課題：19歳以上の相談者増、相談の長期化の解消

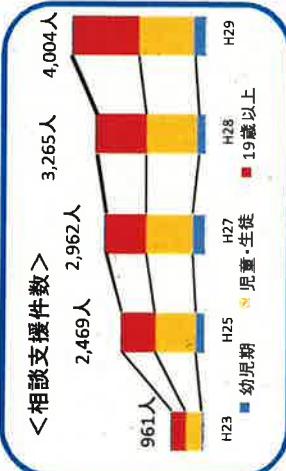
○相談(来所・移動相談室)、連携診療、医療相談

- (新)** ピアグループ育成事業
・人間関係のスキル獲得
→自己肯定感の獲得

○ 家族サポート事業

- ・疲弊した家族への支援

- 社会的孤立感からの回復
対処技能の獲得



発達支援～保護者支援の充実～

課題：子どもとの関わりに苦慮する保護者への支援

○ ペアレント・センターによる子育てサポート推進事業

- ・子育てミニ講座
 - ・グループ相談会
 - ・ペアレント・センター活動バックアップ
 - 保護者へ「安心感」をつなく
- ペアレント・トレーニング(すくすく教室)
 - 幼児期園わり支援事業(のびっ子学級)



身近に相談
できる人が
欲しい

啓発・研修～発達障がいの理解の促進～

課題：発達障がいについての認知度、市町村の支援力UP

○ 発達障がい気づき応援事業

- ・タブレット活用による支援へのつなぎ
- ・市町村・相談機関職員の支援力向上
- 身近な地域で相談できる体制

○ 災害時サポート体制強化事業

- ・当事者・家族向け研修
 - ・支援者のスキル向上研修
 - 災害への備え、避難所・自宅での対応
- かかりつけ医等対応力向上研修



就労支援～障がい特性に応じたサポート～

課題：本人の特性理解支援、職場の理解促進等

○ ライフステージに応じた自立・就労応援事業

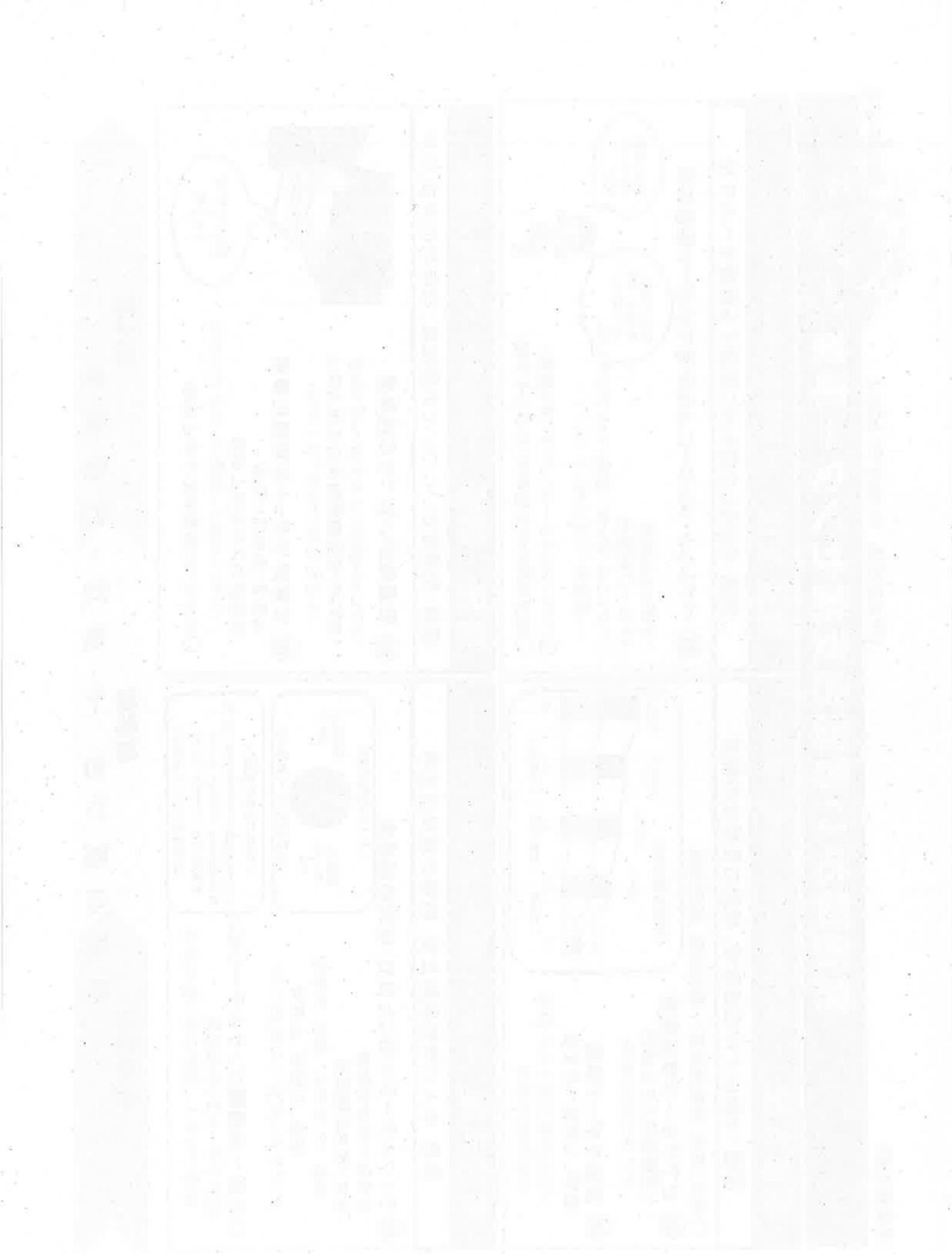
- ・企業等での就労訓練
- ・自立・就労応援講座
- 対象：小・中学生、高校・大学生
家族、支援者、企業等
- 小学生から就労への意識づくり

○ 企業への機関コンサルテーション

- ・就労サポートブックの活用
- 職場での本人・周囲の困り感の解消

就学期 早期の気づき → 自立・社会参加

成人期
社会参加



【資料2-2】

平成30年度発達障がい関連施策の状況について (教育委員会)

1 「ともにまなぶ」高校生活応援事業

1,798千円

公立高等学校に在籍する、障がいにより特別な支援を必要とする生徒に対し、対象生徒の学校生活の充実や学業不適応状態の予防改善を図り、さらに、学校における支援体制の充実や周りの生徒の理解啓発を促すため、個別的な支援を行う特別支援教育支援員（学習支援員）を3校に1名ずつ配置する。

2 特別支援教育パワーアップ事業

5,173千円

「合理的配慮」「通級指導教室」「就学相談」を柱とした研修や相談支援等を実施することで、特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、地域内の中学校等に対するセンター的機能の充実と特別支援教育の体制整備の充実を図る。

1 合理的配慮充実事業

教員対象の特別支援教育研修会、県民対象の特別支援教育講演会、医療的ケア・給食等の指導検討委員会、特別支援学校間での連携支援等

2 通級指導教室充実事業

通級指導教室担当者研修、徳島県発達障がい教育研究会

3 就学相談充実事業

特別支援学級担任研修、特別支援教育コーディネーター研修、外部専門家の派遣等

3 社会で活躍サポート事業

6,196千円

特別支援学校の生徒が、卒業後の社会生活にスムーズに移行し、社会で活躍できるよう、また、事業所等に対する障がい理解等の促進と労働や福祉との連携による特別支援学校の生徒の就労及び職場定着のために、専門家等との連携によるキャリア教育の充実及び教職員の専門性の向上を図る。

- 1 「技能甲子園」の開催（検定上位級取得者による競技会の開催）
- 2 特別支援学校主導の技能検定の実施（すだちサポート会議の開催等）
- 3 職場定着に向けた支援（進路指導主事による卒業生の職場巡回支援等）

4 学校が変わる！「ポジティブな行動支援」事業

5,400千円

県内小中学校における学力の向上や望ましい行動の増加、高校における社会的スキルの向上のために、発達障がいの可能性のある児童生徒や障がいのある児童生徒を含む、学びにくさのある子どもに対して、応用行動分析に基づく本県ならではの「ポジティブな行動支援」を取り入れた学習指導、集団指導等を実践する。また、これまでの事業実施による効果を踏まえ、取組をより多くの学校に拡大するとともに、教員等への研修を通じて「ポジティブな行動支援」に関する専門性の向上を図る。

1 「発達障がい教育・自立促進アドバイザーチーム」との協働研究

小・中学校における自律型教材の作成ができる教員の育成及び指導実践、高等学校における支援が必要な生徒に対する社会的自立のための指導体制の構築、特別支援学校でのアドバイザーによる学校コンサルテーションの実施等)

2 I C T 特別支援ポータルサイト（特別支援学びの広場）の充実

教員用 e-ラーニング教材及び研修活用システムの開発等

5 特別支援学校「みんなが主役」きらめき事業

11,661千円

特別支援学校での文化的な体験学習の積み重ねによる児童生徒の音楽・美術的才能の開花、障がいのある人もない人も共に楽しめるボッチャの実践によるスポーツ活動の普及促進、技能検定等で培った職業スキルを活かすフェスティバルの開催や学校近隣の札所等に出向いてのお接待活動、これらを通して特別支援学校の児童生徒一人一人が「主役」となり、障がいの種別や程度に関わらず、将来にわたって地域で活躍できる力を身に付ける。

1 文化的活動で才能開花（音楽的活動、美術的活動）

専門家とのコラボレーションによる体験型音楽学習や大学等の外部専門家との連携によるデジタルアート等の制作等

2 スポーツ活動の普及促進

障がいのある人もない人も共に楽しめるボッチャ等の実践

3 地域社会で実力発揮

ゆめチャレンジフェスティバル、四国靈場札所での「お接待イベント」の開催

6 特別支援学校「エシカルチャレンジ」事業

2,500千円

特別支援学校の児童生徒の「個々の力」を結集し、「集団の力」を発揮して、エシカル消費の推進にチャレンジするとともに、障がいのある子どもたちの力を地域等に広くアピールすることにより、特別支援学校から「エシカル消費」行動を推進する。

- 1 特別支援学校のエコステーション化
地域のリサイクル資材を回収・活用し、作業学習の充実及び作品制作
- 2 児童生徒の新たな能力開発
児童生徒が地域の企業等と連携し、エシカル商品や製品を開発
- 3 地域への提案
イベントや地域住民との交流の機会を活用して、取組や商品を発信

【資料3】

徳島県発達障がい者総合支援プランの改定について

現行のプランは、医療、福祉、教育及び就労の各関係機関が連携を図り、発達障がい者（児）及びその家族への支援をより一層、総合的、計画的に推進するための指針として平成28年3月に策定された。その取組みをさらに継続、発展して推進するための計画を策定する。

1 現行プランの概要

(1) 期間

平成27年度から平成30年度までの4年間

(2) 基本理念

障がいのある人もない人も、個性を尊重しあい支えあう、安心と未来への希望に満ちた徳島づくり

(3) 基本方針

I 地域における支援環境の充実

- ①身近な地域での相談支援体制の強化
- ②社会の正しい理解の促進

II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

- ①乳幼児期における支援の充実
- ②就学期における支援の充実
- ③成人期における支援の充実

2 プラン改定の概要

(1) 期間

平成31年度から平成34年度までの4年間

(2) 方針

- ①現行の基本理念及び基本方針を基本的に維持する。
- ②発達障害者支援法、障害者雇用促進法の改正及び障害者差別解消法施行の趣旨を盛り込む。
- ③これまでの取組みを検証し、新たな課題を反映する。
- ④検討委員会及び検討部会（ワーキンググループ）により議論を行う。

3 スケジュール

- 7月 第1回「検討委員会」で現プランの成果や課題を検証
- 7月 第1回ワーキンググループ
- 10月 第2回ワーキンググループ
- 11月 第2回「検討委員会」で素案の策定
- 11月 11月文教厚生委員会（事前）で素案を報告
- 12月～ パブリックコメントの実施
- 2月 第3回ワーキンググループ
- 2月 第3回「検討委員会」で成案の策定
- 3月 2月文教厚生委員会（付託）で成案を報告
- 3月 プラン改定

【資料4】

現行プランでの成果と今後の課題

第四章 土壤微生物多样性

I 地域における支援環境の充実

1 身近な地域での相談支援体制の強化

前プランでの成果

○きめ細やかな相談支援体制の整備

- ◆地理的な問題から来所相談が困難な場合等、移動相談室を実施し利便性を図りました。
- ◆相談支援体制の充実を目的とした、個別ケース会議や機関コンサルテーションを実施しました。
- ◆市町村が相談窓口として機能するよう働きかけるとともに、窓口の明確化を目的に、発達障がい者（児）やその家族に対する支援を呼びかける「ブルーすだちくん（発達症がい者支援すだちくん）」のぼりを全市町村窓口に設置しました。また、相談支援体制の強化を目的に、一部市町村に発達障がい者（児）支援ツールを搭載したタブレットを設置しました。 （発達障がい気づき応援事業）

○相談支援事業所等におけるスキルアップ

- ◆発達障がい者（児）にとって身近な地域で相談できるよう、地域の核となる支援者の育成を目指し、発達障がい児支援専門員を養成しました。
（発達障がい児支援専門員養成研修）
- ◆支援者の資質向上を図り、困難ケースへの対応ができるよう、相談支援事業所職員、臨床心理士、保健師等を対象とした研修会を実施しました。
（専門性向上ケースカンファ事業）
- ◆高齢者への支援体制を確立するため、高齢期の支援に関わる保健、福祉等の関係機関を対象とした研修会を実施しました。 （高齢者発達障がい支援力向上事業）
- ◆地域の発達障がいに対する理解促進を目的に、福祉、教育、就労、司法関係者等を対象とした専門家による研修会を実施しました。

○地域での連携体制の構築

- ◆医師や医療関係者等を対象とした研修会を実施し、地域でのかかりつけ医等の対応力の向上に努めました。 （かかりつけ医対応力向上研修）
- ◆発達障がい者（児）やその家族及び支援者が、活用できる医療機関の情報を医療機関リストとして作成し、ホームページに掲載しました。

今後の課題

- ◆近年、「大人の発達障がい」に関する相談は増えており、発達障がい者総合支援センターにおいては、困難ケースへの対応が求められています。発達障がい者がまずは、身近な地域で相談ができるよう、市町村窓口等での相談体制の強化を図

ります。(発達障がい気づき応援事業)また、地域で支援の核となる人材の育成に努めます。(発達障がい者支援専門員研修)

- ◆適切な支援を行うためには支援者の資質向上を図ることが必要です。そのため、支援者のスキルアップを目的とした研修会や機関コンサルテーション、個別ケース会議等を継続して実施する必要があります。(専門性向上ケースカンファ事業)
- ◆発達障がいを背景とした複雑なケースや必要な支援に繋がっていないケースに対し、適切な支援が求められており、関係機関が連携を図りながらネットワークを形成し、支援体制を充実させる必要があります。



2 社会の正しい理解の促進

前プランでの成果

○様々な機関の理解の向上

- ◆関係機関からの依頼に応じ、出前講座を実施しました。発達障がいに関する理解が深まり、福祉・教育分野以外にも、司法や労働、地域の支援者（民生委員等）など、対象者の幅が広がりました。

○効果的な普及啓発事業の実施

- ◆県民を対象とした講演会を開催し、発達障がいについての理解促進に努めました。
(発達障がい者とともに生きる社会づくり事業)
- ◆発達障がいについての理解促進を目的に、世界自閉症啓発デーにおける啓発活動やブルーライトアップを実施するとともに、県内各地でパネル展や広報誌等での啓発活動を実施しました。
- ◆「ブルーすだちくん」を公募により作成し、発達障がいの理解促進に努めました。

○情報発信の強化

- ◆「平成28年度発達障害者支援センター・全国連絡協議会・徳島大会」を開催し、全国の発達障害者支援センターとの連携を図りました。
- ◆「大人の発達障がいハンドブック」「就労サポートブック」「防災ハンドブック」を作成し、発達障がいについて周囲の正しい理解と支援に繋がるよう取り組みました。
- ◆「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」に基づき、合理的配慮に関する理解と促進に努めました。
- ◆「ヘルプマーク」を作成・配布し、外見からは援助や配慮が必要であることが分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、障がい者は援助を得やすく、また、周囲の人も援助をしやすくし、障がいのある人とない人の「心のバリアフリー」の推進に努めました。
- ◆障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として徳島県障がい者施策基本計画を作成し、発達障がいを含めた包括的な制度の理解と促進に努めました。

今後の課題

- ◆発達障がいという言葉は認知されつつありますが、発達障がいに対する理解や対応については、まだまだ啓発が必要とされています。発達障がい者（児）が、その人らしく社会生活を送りやすくなることを目指し、発達障がいについての理解促進をより一層取り組む必要があります。

- ◆今後、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等、災害時において発達障がい者（児）やその家族が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、地域の支援者のスキル向上に取り組む必要があります。また、発達障がい者（児）やその家族等が、災害に対する正しい知識を習得するとともに、自助力を高めることを目的とした取組も必要です。（災害時発達障がい者サポート体制強化事業）
- ◆ヘルプマークについては、県民の方々の認知向上に取り組む必要があります。

II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

1 乳幼児期における支援の充実

①乳幼児健康診査における早期の発見と支援

前プランでの成果

○市町村における乳幼児健康診査に関する技術支援

- ◆乳幼児健康診査におけるアセスメントツール等の導入について現状把握を行い、導入に向けた支援を実施しました。 (発達障がい児早期発見体制支援事業)
- ◆市町村における乳幼児健康診査に関する支援者を対象に、アセスメントツール及び社会性発達に視点をおいた学習会を実施し、支援者のスキルアップに努めました。 (発達障がい児早期発見体制支援事業：モデル市町村への支援)

○支援者の知識・技術の向上

- ◆乳幼児期に関する支援者の知識・技術向上を目的に研修会を開催しました。
(発達障がい児早期発見体制支援事業：発達障がい支援研修会)

今後の課題

- ◆乳幼児健康診査では社会性の発達を捉える視点が重要とされますが、その視点を保護者と支援者が共有する難しさがあります。社会性発達の視点について情報提供やアセスメントツールの導入に向けた支援を継続するとともに、地域での普及を支援する取り組みを継続する必要があります。
(発達障がい児早期発見体制支援事業)
- ◆乳幼児期に関する支援者等においては、社会性の発達に関する理解を深め、専門性を活かしながら、早期発見・早期支援に繋げるとともに、保護者に気づきの支援を行うことが求められます。支援者の資質向上を目的とした研修会等を継続して実施し、スキルアップを図ることが必要とされます。
(発達障がい児早期発見体制支援事業)

②保育所・幼稚園等における早期の発見と支援

前プランでの成果

○保育所・幼稚園等職員及び児童発達支援センター等職員への技術支援

- ◆保育所・幼稚園等職員や障がい児通所支援事業所等職員への技術支援として、子育て現場に専門職を派遣しました。(「発達凸凹サポートチーム」現場派遣事業)
- ◆機関コンサルテーションやケース会議を通し、保育所・幼稚園等職員、障がい児通所支援事業所等職員への技術支援に努めました。

○保護者への支援

- ◆ペアレントトレーニングの教室を開催するとともに、児童発達支援センター等と連携し、ペアレントトレーニングの普及に努めました。

(ペアレントトレーニング事業)

(H28:保護者連携サポート推進事業：ひのみね委託)

(H29:発達障がい児子育て応援事業：ペアトレ5カ所委託)

- ◆わが子の特性について理解を深められるよう、親子参加型プログラムの提供や子育てに役立つ様々な情報提供をするとともに、サポートブック作成の支援を行いました。また、保護者支援の充実、地域の支援者の育成を目的に、出前講座を実施しました。

(幼児期関わり支援事業)

- ◆ペアレント・メンターを養成するとともに、グループ相談会等において、ペアレント・メンターを活用することにより、保護者支援の充実を図りました。

(ペアレント・メンターによる子育てサポート推進事業)

- ◆ペアレント・メンターを広く周知できるようパンフレットを作成し、保護者や関係機関等へ配布しました。

(ペアレント・メンター養成・活用事業)

○関係機関職員の専門性の向上

- ◆関係機関職員の専門性の向上を目的に研修会を実施するとともに、講師派遣を行いました。

(地域啓発・研修事業：各県民局での実施等)

- ◆地域の相談支援の核となる人材育成を目的に、「発達障がい児支援専門員」の養成を行いました。(再掲)

(発達障がい児支援専門員養成研修事業)

今後の課題

- ◆保育所・幼稚園等の職員は、社会性発達の視点を持ち、発達障がいの特性を踏えた関わり方が求められます。また、保護者支援の視点も重要とされています。そのため、機関コンサルテーションや個別ケース会議、研修会等を通して、保育所・幼稚園等の職員の資質向上を図る取り組みを継続する必要があります。

(「発達凸凹サポートチーム」現場派遣事業)

(地域啓発・研修事業：各県民局での実施)

- ◆早期発見後、支援機関での療育に繋がる場合もあり、近年は支援機関も増加傾向にあります。支援機関においては、支援の質の確保が課題とされており、支援機関の質の向上を図る取り組みが必要とされています。
- ◆保育所・幼稚園等の職員が、子どもの発達の特性を保護者に伝えることに不安を感じやすい側面があります。また、子どもの発達の特性を保護者と保育所・幼稚園等の職員が視点を共有することが難しい場合もあり、気づきの支援の一端を担う保育所・幼稚園等の職員が発達の視点を捉え、保護者に気づきを促す伝え方を身につけることが求められます。
- ◆発達に気がかりのある子どもの保護者は、孤独感や不安感、大きなストレスを抱えていることが多く、保護者への支援も必要とされてていますが、保護者自身が支援を受けられる機会はまだまだ行き届いていない現状があります。そのため、保護者支援の機会確保や支援体制の充実に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(ペアレントトレーニング事業)

(幼児期関わり支援事業)

(ペアレント・メンターによる子育てサポート推進事業)

2 就学期における支援の充実

①就学期における発見と支援

前プランでの成果

○就学支援の充実

- ◆発達障がいを早期に発見し、適切な時期に必要な支援を行うため、市町村教育支援委員会調査員養成講座を開催し、教育支援委員会の支援機能の強化に努めました。
(就学指導費)
- ◆相談ファイル等の活用促進により、保育所や幼稚園から小学校及び特別支援学校小学部、小学校から中学校及び特別支援学校中学部への引継ぎを進めました。
(特別支援教育パワーアップ事業)

○校種間の情報の円滑な引継ぎ

- ◆特別支援連携協議会において、校種間の情報共有を図るとともに、教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連携を図りました。
- ◆個別の教育支援計画の作成・活用を促すため、手引書「個別の教育支援計画を作成するために」等を活用し、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級担任者研修等において具体的な作成手順や活用方法等について周知を図り、特別支援教育巡回相談員が、小・中学校等の校内研修等において作成・活用への助言を行いました。これらの取組により、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成率が向上するとともに、校種間の円滑な引継ぎに努めました。
(特別支援教育パワーアップ事業)

○教員等の専門性の向上

- ◆さまざまなテーマに関する特別支援教育に関する研修や、e-ラーニング研修システムの開発・実施に取り組み、教員の専門性の向上に努めました。
(学校が変わる！「ポジティブな行動支援」事業)
- ◆特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習について参加を促し、教員の専門性の向上を図るとともに、特別支援学校教諭免許状の保有率の向上に努めました。
(認定講習会費)

○高等学校段階の発達障がいのある生徒への支援の充実

- ◆発達障がいのある生徒への支援の充実を図るため、徳島県発達障がい教育研究会を開催し、支援内容や指導方法についての理解を深めました。
(特別支援教育パワーアップ事業)

今後の課題

- ◆放課後児童クラブ等では、発達障がい児や発達に気がかりのある子どもも利用しており、その子に合った対応が求められます。しかし、現場では対応に苦慮しているケースもあり、放課後児童クラブ等を対象とした機関コンサルテーション等を通し、職員の資質向上を図る必要があります。
- ◆各学校等において、発達障がいを含めた特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対するインクルーシブな教育体制の充実と、それを支える教員の専門性を向上させる必要があります。
(特別支援教育パワーアップ事業)
- ◆高等学校に在籍する発達障がいのある生徒に対して、特別支援学校の教育課程を参考にし、一人ひとりの特性に応じた指導の在り方をさらに検討する必要があります。
(「ともにまなぶ」高校生活応援事業)

②就学期における支援体制の整備

前プランでの成果

○校内支援体制の整備・充実

- ◆校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名は全ての園や学校で実施され、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成も進んでおり、「障害者差別解消法」等の施行を踏まえて、合理的配慮の視点に立った支援体制の整備が図られました。
(特別支援教育パワーアップ事業)
- ◆発達障がいのある子どもへの支援として、高等学校においても特別支援教育支援員を配置し、その活用に努めました。
(「ともにまなぶ」高校生活応援事業)

○多様な学びの場の充実と学校ぐるみの支援

- ◆障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けて、多様な学びの場を充実させることが必要であり、「発達障がい教育・自立促進アドバイザー」と連携した実践研究を推進しました。
(学校が変わる！「ポジティブな行動支援」事業)
- ◆発達障がいのある子どもの特性に応じた学びの支援を行うため、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、特別支援学校の教員による巡回相談やみなと高等関係機関との連携によるWeb相談の活用促進を図りました。
(特別支援教育パワーアップ事業)

○職業的・社会的自立に向けた取組

- ◆高等学校において「特別支援学校の教育課程」を参考にした教育活動について、研究を深めるとともに、徳島県発達障がい教育研究会における実践報告により、

その有用性を積極的に啓発しました。

(「ともにまなぶ」高校生活応援事業)

(特別支援教育パワーアップ事業)

- ◆特別支援学校において、事業所等で適性に応じた就業体験を実施し、就業体験協力事業所を拡大するとともに、生徒の就職支援のために、ジョブサポーターの配置による就労支援の強化を図りました。 (社会で活躍サポート事業)

- ◆特別支援学校版技能検定の開発と実施により、技能検定受検者が拡大しました。また、「ゆめチャレンジフェスティバル」の実施によって、関係機関と連携した就労支援の充実を図りました。 (社会で活躍サポート事業)

(特別支援学校「みんなが主役」きらめき事業)

○発達障がいの理解促進

- ◆本人の自己理解を深めることを目的とした教室を開催するとともに、思春期における課題や職業的・社会的自立をテーマとした研修会を家族、教職員、支援者等を対象に実施しました。 (ライフステージに応じた自立・就労応援事業)

※小・中学校の自己理解教室を含む

- ◆発達障がいへの理解促進を図るために、保護者を対象に「ほっとアドバイス事業」を実施し、地域に向けて「発達障がい教育講演会」を開催しました。

(特別支援教育パワーアップ事業)

今後の課題

- ◆自己理解を深めることは、ライフステージに応じた自立を考えるうえで重要な観点ですが、本人、保護者、支援者がその観点について共有できているとは限りません。そのため、本人、保護者、支援者等を対象に、自己理解を深めることを目的とした取り組みをより一層推進していく必要があります。

(ライフステージに応じた自立・就労応援事業)

- ◆幼・小・中学校において、子どもの適切な行動を増やし、問題行動の発生を未然に予防する「ポジティブな行動支援」の取組を推進するとともに、小・中学校の通常学級に在籍する発達障がいを含めた学びにくさのある児童生徒の学習支援を推進することが必要です。 (学校が変わる！「ポジティブな行動支援」事業)

- ◆高等学校に在籍する特別な支援の必要な生徒に対して、特別支援学校の指導内容や方法を参考にし、就労に関するスキルや意欲を高める指導の在り方を検討する必要があります。 (「ともにまなぶ」高校生活応援事業)

(特別支援教育パワーアップ事業)

- ◆特別支援学校においては、幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の推進、高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実、文化・芸術活動及び体育・スポーツ活動の充実による質の向上を目指した取組が重要です。

(社会で活躍サポート事業)
(特別支援学校「みんなが主役」きらめき事業)

③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ

前プランでの成果

○進学先・就労先への引継ぎ

- ◆
- ◆

○企業の理解促進

- ◆
- ◆

○学校と他機関との連携

- ◆
- ◆

○家族支援の充実

- ◆家族を対象とした教室を実施することにより、発達障がいや発達凸凹への対応に追われ疲弊している家族に対して、発達障がいの特性や対応方法についての正確な知識・情報を提供し、問題に対処する技能の向上と家族自身の心の負担軽減を図りました。

今後の課題

- ◆発達障がいを背景とした二次障がい等により、当事者やその家族が対応に苦慮しているケースもあり、当事者だけでなく、ともに暮らす家族の支援に継続して取り組む必要があります。
(家族サポート教室)

- ◆
- ◆
- ◆

3 成人期における支援の充実

①高等教育機関における支援

前プランでの成果

○相談の場の確保とネットワークづくり

- ◆高等教育機関からの依頼により、機関コンサルテーションやケース会議の参加、研修会の講師派遣、また、校内への移動相談を実施しました。さらに、啓発活動の一つとして、学校祭にて当センターの案内チラシの配布も行いました。

(四国大学・文理大学)

- ◆高等教育機関における合理的配慮の相談窓口が整備されてきました。学内における情報共有も少しずつ進んできています。

(高等教育機関)

- ◆大人になってから発達障がいに気づく者も多いため、平成28年度に「大人の発達障がいハンドブック」を作成しました。

○他機関との連携・引継ぎ

- ◆障害者職業センターでは、学生向けプログラムの試行を始めたところです。就労を考える際の一つのヒントとして、利用促進が期待されます。

(障害者職業センター)

今後の課題

- ◆ハンドブック等の冊子は、作成時は大きな反響がありますが、継続して活用してもらうには、定期的に改訂・配布を行うことが必要です。今後も、研修会等で広報することにより、有効な活用方法の周知に努めます。

- ◆高等教育機関とは、機関同士の組織的な連携より、支援者間の繋がりによることが多いため、連携が密にとれている機関と、十分ではない機関があります。

- ◆本人が特性を自覚し支援を希望しても、家族の理解がない場合、支援に繋がらず困っている場合があります。家族の理解を、誰がどのように進めていくかが、大きな課題となっています。

(相談先カードの作成・配布)

- ◆安定した就労(継続)を目指すには、早期から自己の特性を把握し、働く意欲や自信を持つことがとても大切です。学業との同時並行は苦手な者も多いため、卒業間際にになって慌てることがないように、学齢期からの意識付けを行っていく必要があります。

(自立・就労応援事業)

- ◆高等教育機関における合理的配慮は、主に学業に関する内容が中心となっています。今後は、就労に関する相談や配慮も求められてきます。

(高等教育機関)

- ◆中学・高校からの引継ぎや中途退学者の情報については、個人情報保護の観点から、本人や家族の希望がなければ難しく、支援が後手に回ってしまっている現状

があります。

- ◆学生向けのプログラムを促進していくためには、本人・家族への情報提供が重要になります。就労支援機関等だけでなく、ハローワーク等とも連携し、高等教育機関の教職員やキャリアセンター、医療機関等へのさらなる周知を進めていく必要があります。
(障害者職業センター)

②就労と定着に向けた支援

前プランでの成果

○自己理解支援、就労準備支援の充実・強化

- ◆就労(継続)に関する課題を検討するため、平成29年度に高等学校・高等教育機関、事業所に協力を依頼し、アンケート調査を実施しました。特に本人の「自己理解(気づきの支援)」が重要という共通の結果が出ています。
- ◆アンケートの結果を踏まえ、就労に課題を持つ者や就労をサポートする支援者、受け入れる側の事業所に活用していただけるよう、就労の内容に特化した冊子「発達障がい就労サポートブック」を作成しました。煩雑で分かりにくかった情報(診断や障害者手帳の取得方法、障害者雇用等の働き方のメリット・デメリット)もまとめて掲載しました。
- ◆就労に向けた準備段階として、さまざまなグループ活動を実施し、自己の特性理解、基本的生活習慣の確立、社会的スキルの習得等に取り組みました。ステップアップに要する時間はそれぞれ異なりますが、多くの利用者は就労に向けて進んでいます。
(FA、自己理解グループ、みなとや西部テクノの作業体験グループ)
- ◆臨場感のあるジョブトレーニングを通し、事業所や社会を知り、働く実感をつかむことを目指し、県の組織・機関や事業所の協力を得て、実際の事業所での就業体験を実施しました。また、受け入れ先の事業所に対しても、発達障がいへの理解促進に取り組みました。
(ジョブトレ・IN県庁、事業所)

○職場定着支援の充実

- ◆就労は採用されることがゴールではありません。安定して働き続けるためには客観的な評価や振り返りが大切であるため、個別面接やグループ活動を実施し、就労場面での課題解決に取り組みました。
(就労バックアップ)
- ◆支援機関との連携が図られた結果、それぞれの機関の役割が明確になりました。自己理解や障がい受容から、生活面を含めた基本的な相談は当センター、就労準備に特化した訓練は障害者職業センターや地域若者サポートステーション、就労継続については障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターのジョブコーチ等が中心となり、連携した支援が行われました。
- ◆一般就労中の本人の相談だけではなく、職場(上司や同僚)からの相談や、休職期

間から復職に向けての相談も少しずつ増えてきています。本人・家族・職場・関係機関（障害者職業センターや医療機関等）と連携し、ケース会議や機関コンサルテーション、研修会等を実施し、職場定着や復職に向けた支援にも取り組みました。

○企業の理解促進

◆平成30年4月より障害者雇用義務の対象に精神障害者（発達障害者含む）が加わり、今後ますます精神・発達障害者の雇用の促進が期待されます。労働局では「精神・発達障害者しごとサポート養成講座」を実施し、障がいのある者が安定して働き続けるために、職場の上司や同僚が障がい特性や配慮事項について学べる機会を設けました。
（労働局）



今後の課題

- ◆成人期になり、就職活動時や就労場面での困難さから初めて特性に気づく者も多く、その時には自尊心の低さや、場合によっては二次障がいが課題になることがあります。自己肯定感や就労意欲を高めるためには、早期から家族や支援者の丁寧な関わりが求められます。
（自立・就労応援事業）
- ◆安定した就労のためには自己理解を深めることが重要ですが、発達障がいの特性の一つとして、客観的な自己評価の難しさもあります。また、未経験のことを想像するのが苦手な者も多く、適切な就労イメージを持ちにくいこともあります。作業体験や職場体験の機会を提供し、適職を見つけるための支援の強化が求められます。（※FA、みなど・テクノの作業体験、事業所等での就労訓練、職業センターの準備支援、地域若者サポートステーションの職場実習等）
- ◆どのような職種や働き方が適当かは個々に異なるため、それぞれのメリット・デメリット、支援機関の情報等、就労に関するさまざまな情報発信に取り組む必要があります。就労サポートブックの活用について、今後も働きかけを行っていく必要があります。
（ホームページやSNSの活用）
- ◆また、就労場面の困難さだけではなく、生活面の課題が職場に影響することも多く見られます。それぞれの機関が個別に対応するだけでなく、家族や職場・医療機関等の関係機関と連携した支援を行うことが大切です。

- ◆一方で、本人には困り感の自覚がなく、周囲が困っているという場合もあります。本人への気づき支援をどのようにしていくかも、大きな課題となっています。
- ◆一般就労中の本人への支援として、個別相談やグループ活動を実施しているところですが、職場適応を図るために実際の職場を訪問して支援するジョブコーチの利用が有効です。しかし、診断や障害者手帳を持たない・職場の理解が得られない・利用の対象外(公務員)等から、希望があっても対応が難しい場合にどのように対応していくか、今後の課題の一つです。 (就労バックアップ)
- ◆職場定着支援は重要な課題の一つですが、本人への支援だけでは課題解決が難しい現状があります。平成28年度の改正障害者雇用促進法の施行により、合理的配慮の提供が義務化されたこともあります。ますます事業所への理解促進に取り組む必要があります。 (発達凸凹出前講座)
- ◆障害者職業センターや労働局、就労支援事業所等が実施している職場実習等の支援事業は、あくまでも障がい者(診断や障害者手帳あり)に対する支援になっています。障がい受容が不十分な者や障がい非開示での就労を目指す者に対する支援の充実が求められています。
- ◆
- ◆

③社会参加に向けた支援

前プランでの成果

○当事者、家族への支援の充実

- ◆当事者の居場所づくりや、家族の交流の場として、それぞれグループ活動を実施しました。支援する側(支援者)と支援される側(相談者)という関係を超えて、仲間同士でお互いがお互いを支えることで、問題解決にも繋がっています。
- (当事者の会、家族支援教室)

- ◆生活困窮や高齢の相談から、発達障がいが疑われるという相談も増加しています。従来の障がい福祉関係以外の機関とも連携を図り対応しました。

(社会福祉協議会や地域包括支援センター等)

- ◆
- ◆
- ◆

○ひきこもりへの対応

◆ひきこもり状態から社会参加できる場の一つとして、就労準備のためのグループ活動を実施しました。安心・安全な場面で成功体験を重ねることにより自信や意欲を高め、生活の安定やその後の就労にも意識を向けられるように支援しました。

(FA)

◆ひきこもり地域支援センター「きのぼり」（以下、「きのぼり」）では、リーフレットの作成・配布、徳島保健所ロビーでのパネル展の開催等、情報提供及び啓発に努めました。

◆「きのぼり」では、ひきこもり当事者グループ活動を実施するとともに、個々の状況に応じたサポートを行っています。また、発達障がい者総合支援センターのFA担当職員と協議する場を持ち、連携を図りました。

◆「きのぼり」では、地域に潜在するひきこもりの方の早期発見、適切な機関につなぎ、きめ細やかな支援を行うひきこもりサポートを養成するため、ひきこもりサポート養成研修を開催しました。

◆「きのぼり」では、関係機関を対象としたひきこもり対策連絡会議を開催し、事例報告やグループワークを通して、関係機関の役割や取組について理解を深めるとともに、連携のあり方について協議を行いました。

今後の課題

◆グループ活動は定期的に継続することで、安心して参加することができます。当事者同士だからこそわかり合える場面を今後も提供することが大切です。

◆安定して就労（継続）するには、就労面の支援にとどまらず、生活面や家族に対する支援も欠かせません。本人や家族を支える支援者が連携し、課題をタイムリーに把握し、的確な支援を行うことが必要です。

◆ひきこもりケースの中には、発達障がいが関係していることも少なくありません。一貫した包括的な支援を行うためには、福祉、医療、教育、労働等、さまざまな支援機関が発達障がいの視点も持ちながら、連携して支援を行うことが重要です。

◆厚生労働省は平成30年度より、ひきこもり対策推進事業の一層の強化を図っています。ひきこもり地域支援センターや生活困窮者自立支援制度と連携し、支援の充実に努めます。

(精神保健福祉センター)

◆うつや不安症状等で医療機関を受診した結果、発達障がいが疑われるケースも多く見受けられます。医療関係従事者に発達障がいの理解促進を図るとともに、医療と福祉の連携を密にしていくことも重要です。

◆従来の障がい福祉関係の事業所を利用する発達障がい者も増えてきていますが、特性ゆえ対応に苦慮している状況があります。支援者のスキルアップにも取り組

む必要があります。

- ◆NPO事業所等と連携し、当事者が活躍できる場をバックアップします。
- ◆ひきこもりの背景には様々な要因が絡み合っており、また、長期的な経過をたどることも珍しくないため、「きのぼり」としても関係機関の更なる連携、包括的な支援に向けて取り組む必要があります。
- ◆ひきこもり相談においては、家族の相談から始まることが多いため、「きのぼり」としても個別具体的な支援や家族向けプログラム等、支援の充実に努めます。
- ◆「きのぼり」のひきこもり当事者グループも、居場所としての役割だけでなく、社会参加に向けた技能習得の場としての役割、あるいは社会参加後のフォローする場としての役割等、個々の当事者のニードに応じて、当事者グループの中でもより多くの段階を作り、活動内容も多様化する必要があります。

【資料5】

徳島県発達障がい者総合支援プラン改定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会設置要綱第7条に基づき、徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会に徳島県発達障がい者総合支援プラン改定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」)を設置する。

(目的)

第2条 ワーキンググループは、徳島県発達障がい者総合支援プランを改定するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 乳幼児期から就学期における支援の充実について
- (2) 成人期における支援の充実について
- (3) 地域における支援環境の充実について

(組織)

第3条 ワーキンググループは、会長が指名する別表1に掲げる構成員により構成する。

(庶務)

第4条 ワーキンググループの庶務は、徳島県発達障がい者総合支援センターで行う。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年7月26日から施行する。
- 2 この要綱は、プランの改定が完了したときに効力を失う。

別表 1

乳幼児～就学期

所 属	役 職	氏 名
児童発達支援センターねむのき	園長代理	中村 由貴美
徳島市保健センター母子保健担当	主任主査兼係長	松下 由喜代
総合教育センター特別支援担当	班長	廣島 慎一
次世代育成・青少年課保育支援担当	課長補佐	岡本 陽子
中央こども女性相談センター判定治療担当	主任	山本 恭義
特別支援教育課小中・高校担当	指導主事	井形 幸代
みなど高等学園	教頭	伊丹 三郎
発達障がい者総合支援センター	主任	佐藤 裕美
発達障がい者総合支援センター	主任	東野 紀美

成人期

所 属	役 職	氏 名
愛育会地域生活総合支援センター	就業支援ワーカー	中平 秀徳
とくしま地域若者サポートステーション	所長	永穂 とも美
徳島障害者職業センター	主任障害者職業カウンセラー	大工 智彦
徳島県経営者協会	企業相談コーディネーター	玉置 進
徳島労働局職業安定部職業対策課	障害者雇用担当官	森野 雅行
労働雇用戦略課雇用促進戦略担当	主任主事	八束 隆史
精神保健福祉センター相談・地域支援担当	主任主事	楠井 愛美
発達障がい者総合支援センター	係長	谷口・和子
発達障がい者総合支援センター	主任	濱田 陽子

啓発

所 属	役 職	氏 名
神山町健康福祉課	主査	日野 亜希子
徳島産業保健総合支援センター	両立支援専門職	倉田 紀美子
徳島県自閉症協会	理事	山岡 由美
障がい福祉課在宅サービス指導担当	主事	福井 優弥
長寿いきがい課いきがい・活躍推進室	係長	中村 愛
発達障がい者総合支援センター	課長補佐	栗原 智子
発達障がい者総合支援センター	主任主事	辰己 亮